

公示送達書

水税告示第 8号
令和8年10月26日

下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

茨城県水戸県税事務所長



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
山口 創太朗	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
矢ノ倉 匡	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
川野邊 峻	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
石川 武	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
金澤 玲子	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
櫻井 彩	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
本田 郁子	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
根本 来偉	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
森 祥多	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
有限会社 スワビ	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
富樫 公一	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
後藤 誠一	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
株式会社 ハナワークス	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
深澤 文博	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
高橋 晃大	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
尾崎 秀吾	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
大槻 真一	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
VU NGOC MINH	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
芳賀 友喜	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
海老澤 良興	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
アマラ ライカ パパシン	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
木村 匡希	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
阿部 夏葵	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
近藤 洋和	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
田家 立輝	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
KONTEH DAVID TEJAN	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
松山 周平	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
YOANNA VINESSA KALALO	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
大森 司	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
高橋 智宏	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
高橋 涉	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
山崎 寿之	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
岡田 心	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
杉澤 優樹	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
篠原 広徳	地方税法第146条及び茨城県県税条例第61条に基づく書類	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。		

